いわゆる「ごみ屋敷」対策を推進するための条例骨子(案)及び不良な状態の判定基準(案)の市民意見募集(パブリックコメント)の結果について

1 意見の募集期間

平成29年11月1日(水)~平成29年11月30日(木)まで

2 意見の募集結果

- (1) ご意見をいただいた人数 26人
- (2) ご意見をいただいた件数 37件

3 いただいたご意見の分類

大分類	小分類	件数
条例骨子(案)	1 条例全般 (p1~p3)	10件
	2 福祉的支援 (p4)	2件
	3 条例の対象 (p5)	3件
	4市民の責務・地域や関係機関との協力 (p6)	1件
	5 対応窓口·体制 (p7)	3件
	6 行政措置 (p8)	1件
	7 迅速な対応 (p9)	2件
	8 空き家·庭木 (p10)	3件
	小計	2 5 件
不良な状態の判定基準(案) (p11~p12)		12件
意見合計		3 7 件

4 意見の概要

条例骨子(案)への意見は、物品等が堆積している建物等の近隣住民と思われる方からのご意見が多く寄せられ、解消に向けた早急な対応が必要であるとのご意見をいただきました。

また、福祉の関係機関に従事している方からのご意見も寄せられ、高齢者の 単身世帯や心身的な問題を抱えている人の世帯において、物品等が堆積して いる状況が多く、社会的孤立や生活上の要因が複雑に絡み、地域での包括的な 連携と支援が不可欠との内容でした。

不良な状態の判定基準(案)への意見は、物品等が堆積している建物等の近隣住民と思われる方からのご意見が多く、判定基準の設定の必要性があるというご意見とともに、実態の把握の難しさがあるとのご意見をいただきました。